生徒会会則

第１章　名　称

第１条　本会は埼玉県立越生翔桜高等学校生徒会と称する。

第２条　本会は本校に在学する生徒すべてを会員とする。

第３条　本会の目的は会員の健全なる自主的活動により学校生活を充実させることにある。

第２章　組　織

第４条　本会は第３条の目的を達成するために次の機関をおく。

１．総会　２．中央委員会　３．生徒会本部　４．専門委員会　５．各ＨＲ　６．部・同好会　７．選挙管理委員会

第５条　本会に次の役員をおく。

１．会長〈１名〉２．副会長〈２名〉３．会計〈２名〉４．書記〈２名〉５．監査〈２名〉６．庶務〈複数名〉

第６条　会長、副会長、会計は毎年２学期に行われる校内選挙によって選出し、書記、監査については会長がこれを任命する。

第７条　会長は本会を代表し、執行機関を指揮監督する。

第８条　副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。

第９条　会長はその必要を認めたときは生徒総会、各委員会を召集することができる。

第３章　総　会

第１０条　総会は全会員を持って組織される本会最高の議決機関である。

第１１条　定期総会は年１回開くものとする。臨時総会は、必要に応じて開くことができる。

第１２条　総会の成立は全会員の３分の２以上の出席を必要とし､議決は出席会員の過半数の賛成による。

第１３条　総会は次の事項を討議決定する。

１．会則の制定並びに改正
２．役員の承認
３．事業計画の承認
４．予算・決算の承認
５．部・同好会の新設廃止の承認
６．その他の必要事項

第４章　中央委員会

第１４条　中央委員会は総会に次ぐ議決機関である。

第１５条　中央委員会は以下により構成される。

１．各部代表委員会委員長
２．各ＨＲ学級委員
３．生徒会本部役員

第１６条　中央委員会は年１回開くものとする。その他、会長が必要と認めたときは開くことができる。

第１７条　中央委員会には次の役員をおく。

１．委員長１名　２．副委員長１名

第１８条　中央委員会の正副議長は構成員の互選とする。

第１９条　中央委員会は次の事項を審議決定する。

１．予算案・事業計画案・事業報告・会計報告等

２．その他の必要事項

第２０条　中央委員会の決定事項は次期総会までは総会の決定事項と同等の効力があるものとする。

第５章　生徒会本部

第２１条　生徒会本部は本会の常務執行機関であり、総会に議案を提出する。

第２２条　生徒会本部は会長、副会長、会計、書記、監査、庶務でこれを構成する。

第２３条　生徒会本部役員の任務は次の通りとする。

１．会長は本会を代表して会の運営に当たる。

２．副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任を代行する。

３．会計は生徒会費等を保管し、会長及び顧問の許可を得て支出を行う。

４．書記は生徒総会の書記を兼ね、本部役委員会の書類、決議事項、その他の記録を整理保管し、必要事項を掲示する。

５．監査は、年１回（年度終り）に会計監査を行う。

６．庶務は、会長、副会長を補佐し、生徒会行事の運営を円滑に行う。

第２４条　本委員会は顧問の同意の上、すべての生徒会機関に対して注意、勧告、要請をすることができる。

第６章　専門委員会

第２５条　学級委員会、美化委員会、体育委員会、保健委員会、図書委員会、白梅祭実行委員会、広報委員会、放送委員会をこれにあて、必要な場合にその他の機関を設ける事ができる。

第２６条　各委員会の委員長は委員会の協議内容を文書で生徒会長に報告しなければならない。

第２７条　各専門委員会のクラス選出人数及びその任務は次の通りとする。尚、生徒会の委員会を満たしていれば、クラス独自の委員、係の設置はこれを妨げない。

学級委員２名：学校における本会活動の基礎の場としてのホームルーム活動に関するすべてのこと。また、ホームルーム相互の意見交換・調整。中央委員会への出席。白梅祭受付準備、来校者対応。

美化委員２名：校舎内外の美化についての立案執行、掃除用具の配布及び保管、掃除の督励に関するすべてのこと。冬季におけるストーブ給油に関すること。募金活動、高齢者施設慰問等ボランティア事業に関すること。

体育委員４名：体育用具の管理、体育関係の行事への協力、その他体育の授業に関すること。

保健委員２名：生徒の健康保持増進と保健的環境実現などの立案執行に関するすべてのこと。

図書委員２名：学校図書館への協力。図書館便り編集。

白梅祭実行委員２名：白梅祭に関する業務。

広報委員２名：生徒会機関紙（白梅）の出版準備を行う。学校行事の際の広報紙作成。

放送委員２名：昼休み・体育祭時等における放送業務に関すること。

選挙管理委員２名：生徒会役員選挙に関する一切の事務。

第７章　ホーム・ルーム

第２８条　ホーム・ルームは本会活動の基礎である。

第２９条　ホーム・ルームは各種委員会に必要な委員をおく。

第３０条　ホーム・ルームは中央委員会に提出する議案の審議、決定、決定した事項の執行、ホーム・ルーム運営に関する必要事項の協議をその主な任務とする。

第８章　部・同好会活動

第３１条　本会に部・同好会を置く。部は運動部・文化部・同好会とする。

第３２条　会員はすべていずれかの部・同好会に入り活動することができる。

第３３条　各部・同好会は代表責任者たる部長を置く。

第３４条　部・同好会の組織・運営に関する規定は別に定める。

第９章　選挙管理委員会

第３５条　全校選挙が行われる場合には各ホーム・ルーム２名の委員からなる選挙管理委員会を組織し、一切の選挙事務を担当する。終わった後には解散する。

第３６条　選挙管理委員が生徒会本部役員に立候補するときは委員を辞任しなければならない。

第３７条　選挙に関する規定は別に定める。

第１０章　決　議

第３８条　総会及び中央委員会の決議事項は会長がこれを文書で校長に報告し、承認を得て有効となる。決議事項が忠実に実施されない場合には中央委員会は生徒会本部にその実施を要求することができる。

第１１章　会　計

第３９条　本会の予算は生徒会会費及びその他の収入を以て歳入とする。

第４０条　本会の会計年度は毎年４月１日にはじまり、翌年３月３１日に終わる。

第４１条　会費は１ヶ月８００円とする。

第４２条　生徒会本部会計が毎年度はじめ予算案を作成し、中央委員会を経て総会に提出し、その承認を得なければならない。

第４３条　決算は年１回行い、監査を受けなければならない。

第１２章　慶　弔

第４４条　会員とその保護者及びこれに準ずる者、職員に慶弔のあった場合には別に定める規定により慶弔をする。

第１３章　改　正

第４５条　この会則の改正は、会員の５分の１以上の署名による要求があるとき、もしくは中央委員会が必要と認めたとき中央委員会がこれを発議して総会に提案し、その議決によって行われる。

第４６条　この会則は総会出席者の３分の２以上の決議によって改正することができる。

補　則

第１条　この会には顧問教師若干名を置き、その助言指導を受ける。

第２条　生徒会各部規則（３４条)、選挙に関する規則（３７条)、会費（４１条）生徒会慶弔に関する規則（４４条）についての改廃は中央委員会にて行う。

第３条　本会会則は令和８年４月１日から有効とする。

生　徒　会　組　織　図

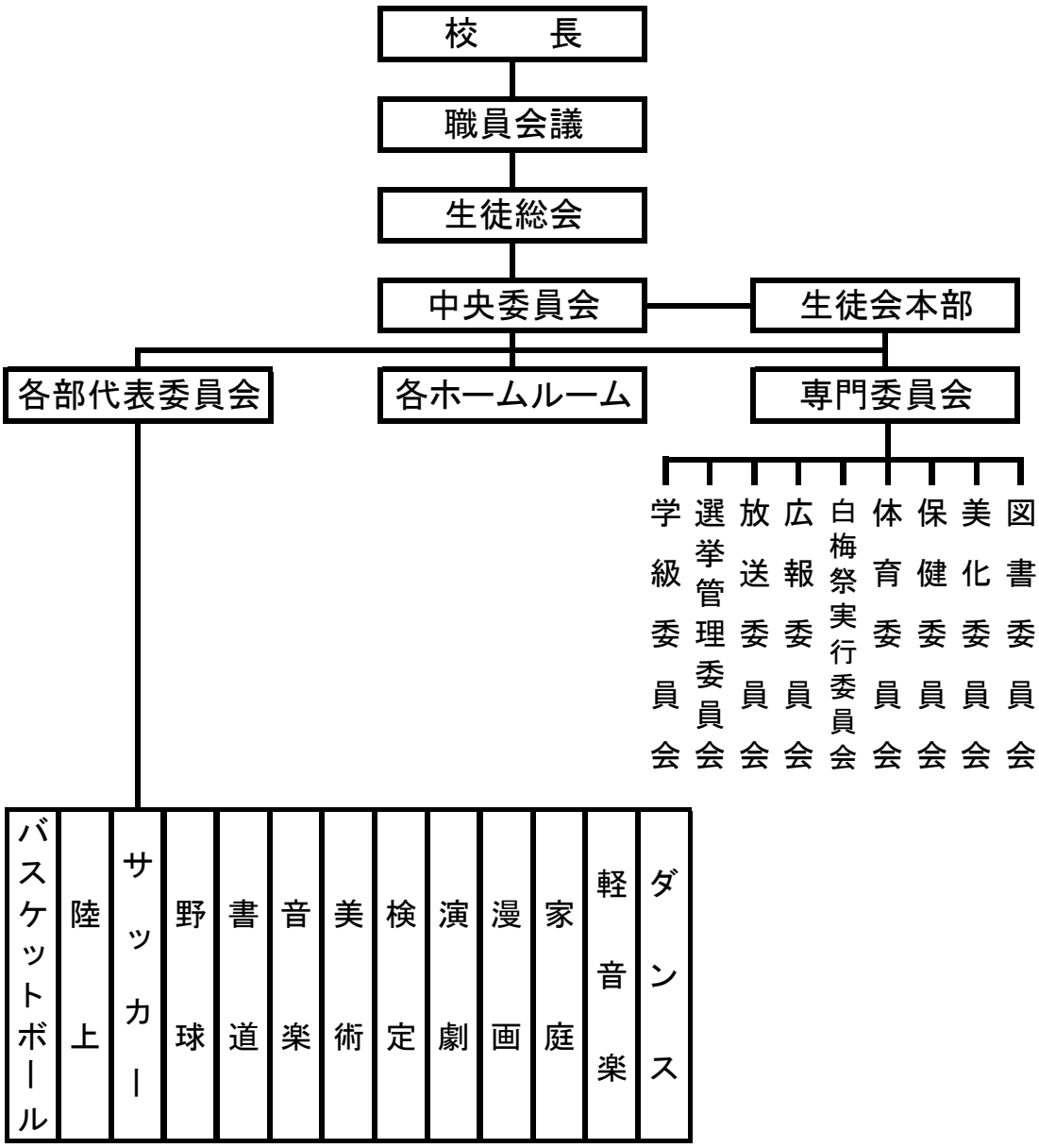
校　長
職員会議
生徒総会
中央委員会
生徒会本部
各部代表委員会
各ホームルーム
専門委員会
学級委員会
選挙管理委員会
放送委員会
広報委員会
白梅祭実行委員会
体育委員会
保健委員会
美化委員会
図書委員会
バスケットボール
陸上
サッカー
野球
書道
音楽
美術
検定
演劇
漫画
家庭
軽音楽
ダンス

生徒会各部規則

第１章　組織

第１条　生徒会会則第８章第３４条により本規則を定める。
第２条　本校生徒は、いずれかの部もしくは同好会に所属し活動することができる。
第３条　部の活動は原則として、生徒下校時刻午後４時５０分までとする。ただし、顧問指導下の場合には、このかぎりではない。
第４条　各部・同好会は次の役員を置く。部長（主将）〈１名〉・副部長〈１名〉・書記〈１名〉・会計〈１名〉。ただし、特殊な部は必要に応じて役員を増減することができる。

第２章　各部代表委員会

第５条　各部代表委員会は各部代表１名、生徒会本部役員によって構成される。
第６条　各部代表委員会は委員の３分の２以上の出席の場合に開かれる。
第７条　各部代表委員会は議事進行のため委員長１名、書記１名を委員より選出する。
第８条　採決権は各部代表者が有し、出席委員の過半数をもって採決決定する。
第９条　各部代表委員会は部相互及び会議との連絡を保つために必要な時に会合する。

第３章　同好会の設立・部の廃止・部の復活

第１０条　同好会の設立
１．新たに同好会を設置しようとする場合には、発起人は顧問、発起人以下部員５名以上の名簿を含めた設立要求書を生徒会本部に提出しなければならない。その後、職員会議にて審議後、中央委員会、生徒総会にて可決され、設立されることを原則とする。
２．同好会の設立承認後速やかに役員を置く。（部長１名・副部長１名・書記１名・会計１名）
３．２年間の活動を経て、その年度末、生徒会本部に、部昇格の申請書の提出があった場合、 職員会議にて審議後、中央委員会で活動状況を審査審議し、承認後部昇格を認める。部昇格は生徒総会に報告する。
４．同好会の予算は初年度は会員の自己負担とし、翌年度から５０００円とする。予算請求は部昇格年度からとする。

第１１条　部・同好会の休・廃部とその復活
１．部員・同好会員の登録のない場合、あるいは活動の様子が認められない、または、部登録生徒はいるが活動していないと生徒会で判断した場合は、職員会議で審議後休部とし、休部状態が１年間継続した場合、中央委員会の承認を得て廃部とする。休・廃部が決定した場合は生徒総会にて報告する。
２．休・廃部が決定した部、同好会は生徒会主催の部活動説明会に出席できない。
３．休・廃部が決定した部、同好会は当該年度の予算請求は出来ない。
４．休・廃部となっていた部を復活させる場合、顧問、発起人５名以上の名簿（個人競技種目については別途審議）を含めた部復帰要求書を生徒会本部に提出し、職員会議で審議後、中央委員会にて可決され復帰されることを原則とする。部復帰は生徒総会に　　報告する。尚、予算については復帰年度は部員の自己負担とし、翌、年度当初から部費を請求することができるものとする。同好会の復活については設立条項に準じるものとする。
５．同好会についてはその活動実績がなくなった時点で廃止する。

第４章　部・同好会活動

第１２条　予算
１．予算案提出に際しては、過去の実績と今後の方針を示すこと。
２．部予算は部員が協議し、書類を以って各部代表委員会に提出する。
３．いかなる部も予算を計上することができる。
４．予算は各部代表委員会において、検討するが採決権は中央委員会が有し、議事進行

には中央委員会議長があたる。委員会通過後生徒総会にて提案し、最終決定権は校長にある。

５．第７条の３項により各部会計は会計簿を作成し、年１回生徒総会にてその会計報告を行う。

付則

この規定は令和８年４月１日から施行する。

選挙に関する規則

第１条 本部役員の選挙はすべてこの規則によってこれを行う。
第２条 選挙は原則として次のとおり行う。
１．役員選挙は５名以上の推薦を必要とする。
２．候補者は選挙期日１０日前までに選挙管理委員会より申請書の交付を受け、必要事項を記載の上、提出期限内に委員会に届けなければならない。
３．委員会に届け出た立候補者の告示を選挙期日７日前までに行う。
４．選挙は単記投票によってこれを行い、投票用紙は委員会指定のものとする。
５．有効投票の最多数を得たものより定員までを当選者とする。
６．当選者は開票終了後、委員会が告示する。
７．立候補者が定員と同数の場合は、信任投票を行ない有効投票数の過半数の信任があった場合は当選とする。
第３条 選挙管理委員会は次の任務をもつ。
１．立候補の受付及び公示
２．立会演説会の実施
３．選挙会場の設定及び投票用紙の準備
４．当日の会場の管理
５．開票及び開票結果の公示
第４条 選挙運動は次のように行う。
１．選挙運動は校内のみに限る。
２．ポスターについては選挙管理委員会の検査をうけて所定の位置に貼る。
３．各ホーム・ルームを訪問して選挙運動をすることは差し支えないが、授業の妨げとなる運動はしてはならない。
４．不正行為による運動をした場合には失格となる。
５．選挙管理委員会は選挙放送を計画することができる。

付則
この規定は令和８年４月１日から施行する。

生徒会慶弔に関する規則

第１条　本規則は、本会会員、その保護者、及び職員の慶弔に関するものである。
第２条　慶弔金の支給額は、下記の金額を基準とする。金額の基準は、中央委員会が見直し、生徒総会の承認を得るものとする。
第３条　監督は生徒会の監査がこれを行う。
第４条　この規則による見舞金等に対しては返礼しないものを原則とする。

記

１．会員に対する慶弔
　イ．会員の死亡　20,000 円
　ロ．会員の保護者の死亡　15,000 円
　ハ．半焼以上の火災、半壊以上の風水害　5,000 円
　ニ．その他の場合　中央委員会の合議による。
２．職員に対する慶弔
　イ．会員の死亡　20,000 円
　ロ．その他の場合　中央委員会の合議による。

付則
この規定は令和８年４月１日から施行する。